

**台風19号
面談相談フロー**
(発災後数週間 用)

住宅の被害

床上
浸水
以上

①火災保険
の手続きでき
ているか
(水災の一
般的基準の
説明も)

②床下や、
断熱材の吸
水などによ
る**内壁被害**
などを見て
もらう助言

(「**水害に
あったとき**
に」を一
緒にみる
など)

床下
浸水

資料①の罹災証明
の調査方法を説明
↓
浸水だけなら、
「床下浸水」は外観
からの測定のみ、再
調査請求しなければ
このまま応急修理使
えない。
「床上浸水」は、自治
体による二次調査
で100点満点の損
壊テストがされる。
損壊が10点以上な
ら準半壊、20点で
半壊、40点で大規
模半壊、50点で全
壊

資料①②を一
緒にみなが
ら、被害認定
アップの可能
性がな
いか、再調査
の助言
などをする。

応急修理制度は、制
度の内容だけ
でなく、使
うと仮設住
宅に入れな
くなるリス
クや、申請
の時期も説
明し、被害
の程度に
応じて、使
う、使わ
ないの賢
い選択を
支援

**資料①②は書き
込んで必ず配
布を**

弁護士会ニュース
(雑損控除、災害
減免法)・A3
で印刷した**被災
者支援チェッ
クリスト**⑩税金
の減免の紹介

**(説明した資料
は印をつけて
必ず配布)**

*住宅に限らず台
風19号で支出
や被害があ
った場合は必
ず確定申告ま
でに**税務署**
に相談を

相談者の被害
内容や生活状
況に応じて、**資料③**
被災者生活再
建支援金、**資料
④被災ロー
ン減免制度**、**資
料⑤リバ
ースモー
ゲージ**、**被災
者支援
チェッ
クリスト**の各
種融資・支
援制度など
紹介

**説明した資料
は必ず印を
つけて配布**

その他の被害

車や
倉庫
等の
浸水

①保険
請求の
確認

②車両
保険等
の説明

弁護士会ニュース
(雑損控除、災害
減免法)・**被災
者支援
チェッ
クリスト**⑩
税金の減免
の紹介
**(説明した資料
は印をつけて
必ず配布)**

確定申告までに
税務署等への相
談を

事業
の
相談

A3印刷の被災者支援チェッ
クリストの⑨事業者
の支援制度、⑩税金の減免
の紹介
**(チェッ
クリストは印
をつけて必
ず配布)**

***チェッ
クリスト⑨**
のグループ
補助金は適
用済。周
囲の事業
者と共同
で復旧計
画が立て
られない
か検討(費
用の4分
の3補助
あり)

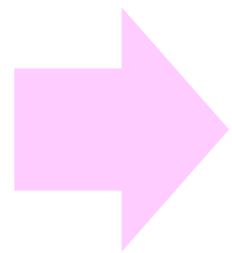
今後**公費解
体**が実施
される
可能性
もあり

ややくく傾聴や、世間話など、被災された方に寄り添う時間にして下さい。
被害について話せないことも。相談フローだけでなく、**積極的に質問**したり
被災者には何でも無いような**雑談も大事**。近所の人には、**被害の差**があるため

水災の場合の罹災証明の調査方法
(木造・プレハブ・2階建)

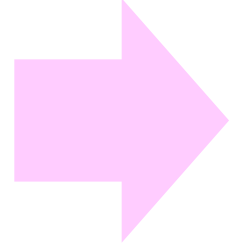
浸水被害 + 外壁や建具が50%以上損傷
土石流や土砂崩れなどの「外力」によって

YES

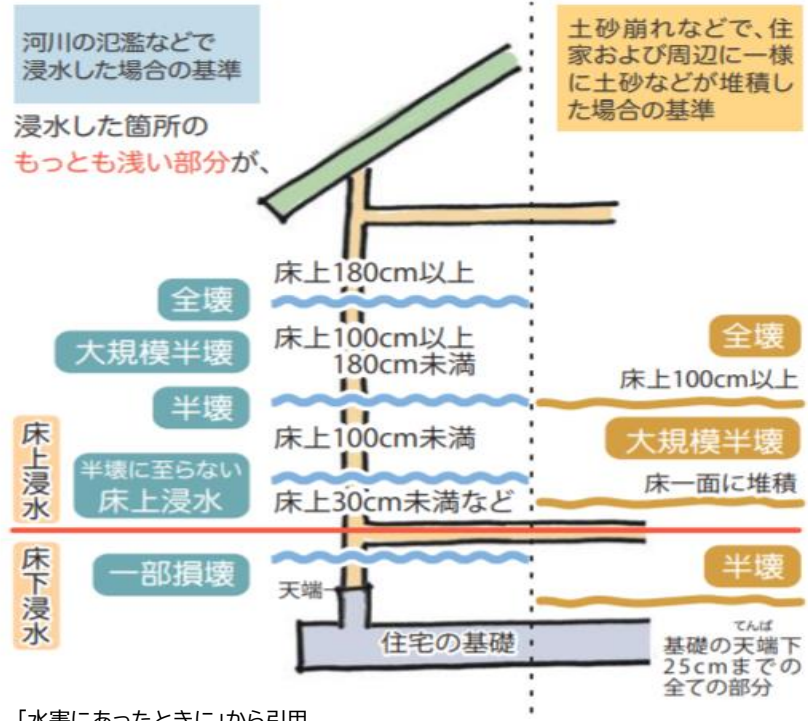


右の「第一次調査」で判断

NO
(浸水だけの被害の多くはこっち)



右の「第二次調査」で、具体的な損害の程度から判断



「水害にあったときに」から引用



被害の程度	全壊	大規模半壊	半壊
損害割合	50%以上	40%以上 50%未満	20%以上 40%未満

100点満点の損壊テストで、点数を積み重ねていく



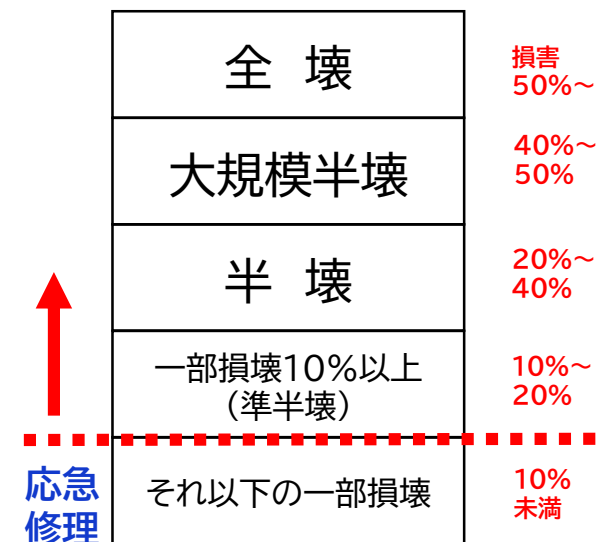
片づけたり、痕跡が消えてしまう前に、あらゆる場所を写真・動画で撮影と助言

<表 木造・プレハブ住家の部位別構成比>

部位名称	構成比
屋根	15 %
柱 (又は耐力壁)	15 %
床 (階段を含む。)	10 %
外壁	10 %
内壁	10 %
天井	5 %
建具 窓、サッシ、戸、ふすま、障子など	15 %
基礎	10 %
設備 水回り、バルコ、システムキッチン、洗面台、便器、お風呂など	10 %

り災証明の種類	一部損壊のうち10%未満の損害 (床下浸水など)	一部損壊のうち10%以上の損害 (準半壊)	半壊以上
応急修理の補助額 <small>*所得要件一部あり</small>	×	30万円	595,000円 (2019年基準)
申請時期		費用支払い前に自治体に相談が必要 (①修理業者は原則自由、②修理前、修理中、修理後の写真を残す、③業者に費用を支払う前に、伊豆の国市に申請手続) *この部分は自治体により異なるので必ず確認を	
仮設住宅との関係		元々、又はこの制度の利用で、仮設住宅に入れなくなる	
その他の支援制度	自治体独自の支援制度や、国の補助制度は、常にインターネットや新聞で確認すること		
税金に関する助言	自然災害による家屋の損害、車の損害、墓地の損害などは 雑損控除 や 災害減免法 の対象 所得税関係などは税務署へ、自動車税や固定資産税などは自治体に 減免の相談 を		
被害認定への助言 *半壊 の場合、自治体に相談の上、「 やむを得ずの解体 」をすれば、被災者生活再建支援法の「 全壊 」と同じ支援が受けられる	資料①のように、床下浸水でも床に損害があれば最大10%の損害。柱や内壁、建具、設備(水回りなど)に被害あれば 一部損壊10%以上 床下浸水 を求めて再調査	資料①のように、床上浸水の場合、床の損害だけでなく、柱、外壁、内壁、建具、設備(水回りなど)などにも被害あれば、 大規模半壊 半壊 準半壊(10%) を求めて再調査	資料①のように、床上浸水の場合、床の損害だけでなく、柱、外壁、内壁、建具、設備(水回りなど)などにも被害があれば、 全壊 大規模半壊 半壊 を求めて再調査

り災証明書の被害認定の種類



床上浸水の場合、外から見えなくても壁の中や断熱材の被害(**内壁**)に要注意!

被災者生活再建支援金

住宅の被害に応じた支援

支給額 = 基礎支援金 + 加算支援金

(※ 世帯数が1人の場合は表の各該当金額の3/4)

全壊なら
合計300万円

1 基礎支援金

*借家では、大家さんでなく居住者がもらえる！(補修以外の加算支援金も)

住宅被害	全壊	解体 (半壊や敷地被害 でやむなく)	長期避難 (災害で危険で居 住不能)	大規模半壊
もらえるお金	100万円	100万円	100万円	50万円

2 加算支援金

*最初にアパートを借りてその後新築や補修した人も合計200(100)万円までもらえる

再建方法	新築や住宅購入	補修	賃借 (公営住宅以外)
もらえるお金	200万円	100万円	50万円

被災ローン減免制度

(正式名称:自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン) →弁護士会に相談を

住宅ローン
教育ローン
車のローン
個人事業ローン



災害救助法の適用で利用できる

自己破産と何が違うのか？

- ① 手元のお金をたくさん残せる
- ② ブラックリストに載らない
→また住宅ローンなどを借りて再建できる可能性
- ③ 保証人にも原則請求なし
→迷惑をかけずにすむ

預貯金500万円

+

- ア 義援金(差押禁止立法化)
- イ 生活再建支援金
- ウ 災害弔慰金
- エ 地震保険のうちの家財部分
- オ 震災後生活の必要で購入した車(200万円)

リバースモーゲージ融資

(住宅金融支援機構の災害時高齢者特例)

修繕・建替えの費用がない！

高齢で住宅ローンも借りられない！



誰が利用できるの？

- ① 申込時60歳以上の人
- ② 罹災証明を受けた人
(一部損壊でも居住のために修繕が必要と判断される時は利用可能)
- ③ 土地・建物に第一順位の抵当権がつけられること
(新しく別の住宅を買うことも可能)

メリットは？

- ① 返済は金利のみ(600万円の借入で月1万円程度)
- ② 借主の**死亡時**に土地と建物を**売却して完済**
 - ア 余剰金は相続人へ
 - イ 不足しても相続人には請求しない
 - ウ 相続人が残債務を支払えば相続も可能
- ③ **保証人も不要**